

第四部

第二回参議院司法委員会會議録第二十六号

昭和二十三年五月二十日(木曜日)午前  
十時四十九分開始

本日の會議に付した事件

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣送付)

○檢察官の俸給等に関する法律案(内閣送付)

○小委員の選定に関する件

○人身保護法案(伊藤修君發議)

○委員(伊藤修君) これより司法委員會を開會いたします。本日は裁判官の報酬等に関する法律案、及び檢察官の俸給等に関する法律案、兩案を一括して議題に供します。前回に引續き質疑を繼續いたします。質問の通告がありますから先ずその方からこれを許可いたします。

○鬼丸義雄君 私がいまからお尋ねしたいことは、前回の當委員會におきまして、法務廳の政府委員の方に伺つたのでありますが、また了解のできない點がございますので、この際、鈴木法務總裁に伺つて、明確にいたしたいと思ひます。

○裁判官の俸給と、檢察官の俸給との問題につきまして、法案が提案されておりますが、更に又昨日か、一昨日は、一般官吏の俸給の改正案が提案されております。檢察官或いはその他の行政官に關する報酬につきましては、さしたる疑問を持ちませんが、裁判官に對する報酬については、申すまでもなく、憲法の七十九條並びに八十條の二つの條文によりまして、裁

判官の報酬の支給が決定されまるときは、その報酬は、減額を許さないというところに憲法がなつております。そこで、現在の日本國の社會情勢から見ますれば、先ず以てインフレーションの最高潮期とでも申しましようか、諸物價は著しく昂騰しておるのであります。これに對して、朝野擧げて物價の引下げのために、全努力を拂つておるのであります。心ずや近き將來において、この物價といふものは、引下げなければならぬと思ひます。若しそれのままの状態を續けておられるならば、やがて國家は、その點において崩壊をしなければならぬといふことも考えられますので、何といたしましても、この點に全力を擧げて、朝野努力をいたしておりまことは、今更申上げますことでもありません。ところが、この最高潮期にあきまして、裁判官の報酬を従来よりも著しく上げて、先ずその安定を圖るといふことは、當然なことでありまして、私共、本來これを主張し來つておるのであります。裁判官の報酬を高めて行きますことに對しましては、政府原案以上に、私共は熱望いたしておるのであります。

併しながら、この際、若しこの報酬が本法案によつて決定され、それにより各裁判官の報酬の支給が決定され、またたいたした時分には、もはや憲法の保障にかかるところでありまして、今後はこれを引下げることが容易にできない。そういうことになりまし

たときには、我々の願つておきまする物價の引下げ、そのときが参りましたときに、一般官吏の方は、法律によつて、直ちに下げることができませんけれども、獨り裁判官だけは、憲法を改むるにあらざれば、全然動かし得ない。こういうような結果になるのであります。而もそれに附隨いたしまして、幾多のこの不都合な點が考えられますことは、若しも何らかの方法によつて、一旦支給と決定いたしました報酬を減額しようといふふうな情勢になりまし場合にも、報酬にすべて準據いたしてあります。一時賜金或いは恩給等の權利が、それによつて生じて参ります結果、若し報酬において減額されるという處れが参ります。そういうようなことになつたときには、そういうようなことはあり得ないといひました。又全然ないとは限りませんと思ひます。これは、練達堪能なる裁判官を、斯界より失なななければならぬといふようなことになりはしないかと思ひます。と申します。それは、定められたる報酬によつて、一時金或いは恩給といふものが、決定を受けるのでありますから、若しも減額されるならば、その後を受ける一時金或いは恩給等は、著しく又これに伴つて減額して参ります。それが憲法の保障によつて、現在の地位には、安住いたしておりまするけれども、四圍の環境のいたすところとなつて、動かされるようなふうな處れが参りますような場合においては、自然

その方面に影響を受けるのであります。他の行政官であるならば別といたしまして、とにかく裁判官は、偉い練達な人があるに於ては、いよこの裁判の國民的の信望を高めるゆゑにもなるのであります。これは、もう取返しつかない裁判の崩壊を來すようなことになりはしないかというふうなことすら恐れられるのであります。

或いは又この法律において、何らかの考慮を入れたら、多少の法文の技術的的操作等も考へられんではありませぬけれども、そういうようなとき、假に否定いたすといひましたならば、それ自體が、一つの憲法に背くことになるのであります。従つてその法文自體が、假に作られたとしても、無効となる處れが参ります。私共は、冒頭に申上げましたごとくに、現在の社會情勢は、殊にこの新憲法下におきましては、裁判官の地位といふものを、あらゆる官吏の高位に持つて行くといふことに對しては、もう私共の宿願といたすところでありまから、その點にはいささかも異存がないのでありますけれども、なんとなかそうした大きな矛盾を目前に控えて、ここにこの法案を法律として定めますることは、如何にも非常なる危険が、この間に孕んでおるようにも考えられます。

又一面におきましては、裁判官の中から、従来は、司法省でありましたから、今度は最高裁判所におきまして

も、或いは又法務廳等におきましても、人事の交流は、これに伴ひまして、部内の最もすぐれたる人が、往々にして、拔擢されて、本省詰となつて、これは、檢察官或いは裁判官にあらざるというとき、一般の官吏となれば、その方が現におられますことによつて、この部内の事情に非常に通じておられますから、非常にこの統制がよく取れて参つておられますけれども、若しそのそのような本省詰の官吏の方と、判檢事との間において、著しく待遇上において差等ができておりましたときには、従来は、本省詰になりますことは、非常な榮進だと考えられておりましたものが、逆轉いたしまして、今度は裁判官、檢察官の方に参ることを望むようになりはしないか。

若しそういうことになりますれば、部内においての事情に精通いたした者や本省に置くことはできないことになりまして、司法の運営においても大きな支障を來しやしないかといふことも考えられます。さればといつて判檢事に對して非常な他の一般官吏よりも待遇を高くして置く、であるからこれに均霑せしむるがために本廳詰の一般官吏に對して、何らかの方法によつてその水準を等しくしようといふことの操作をいたすといひましたならば、これ亦他の一般官吏との區別が到底つけ得ないのでありますから、それがために一般官吏の方が承知しないといふことになり得るであらうと思ひま

す。

で私は若しこのインフレに對しまする對策をいたしまして、後來平價の切下げ、そういうふうな貨幣價值に對しまする格段なる手段を行いまする場合ありとするならば、只今のようなふうな憲法との關係上に矛盾を生じて参りますので、併しながらそういう特殊なできごとを豫想いたしました法律を定むることはでき得ない。さすれば一般物價の下つて参りますことを我々が豫想されますから、それに對する適切な法律を作るにあらざれば、餘りにも眼先の見えないことになりはしないかということをお恐るるのであります。むしろこのいわゆる憲法との調和を考へますならば、一般官吏よりも確かにこの裁判官、檢察官……檢察官は別でありますけれども、裁判官を高い地位に置くことに對しましては異論はないのであります。そこで一般官吏の給料の定め方につきましてもその點を考慮に入れ、そして假に法律によつて一般官吏の方は、減額をされることのできることをいたしまして、一旦定められたる俸給を更にこれを減額するということがそれ自身は、決してよい方法じやない。そういったするならばむしろこの本俸というものは或る程度に止めて置きまして、そして時代の動きに順應いたしましたそれに對する勤務手當、或いは職務手當、それらの職に應ずる範圍において、國家の方は生活補助をなし、而してこの大體政府原案、乃至はこれより多少多くても差支えないのでありますから、その程度において私は彼此融通のつきまする方法によつて、待遇することの方が極めて圓滑に行くのぢやないかということをお考へるのであります。

或いは又この規定によりまするところと、實然として一つの報酬額を定め、その他の臨時手當等は一切支給をせぬ。これが一般官吏と甚だ違ひであるという見方もござりまするけれども、これなどは本當は事實に基いたざつた定め方だと思ひます。實際問題として、今日本國の檢察官におきまして、裁判官におきましても、全く眼中勞働基準法なんか些かも觸れることはでき得ない。殆んど倍數、或いは數倍の時間を費やして職務に熟練されておられますけれども、尙且つ事件はただ積るのみであります。私共日常見しております裁判官諸公の御努力に對しましては、全く襟を正して敬意を拂つておられます。これに對しまして國家が報いるに何ら吝むところがあるか。こういうふうには私共思つております。でありますから、どこまでも待遇を高くし、同時に給與におきましても遺憾のないように、十分はできなくとも、して差上げたいと思ひます。併しながらこうした憲法が厳として存し脱んでおります限りに對しては、これとの關係において些がなりとも、不安の状態において法律を定めますることは、如何にもどうも、餘りにも見え透いた感じがいたしまするので、大體法全體を見ますというものは、政府の方では唯インフレというものは今後騰るべきものである。騰る場合は九條、十條等にそれらの規定がござりますが、些かも下る場合のことについては、一點で考慮を拂つていないよ様な感じがいたすのであります。この點について私共の了解の行きまするようないふに政府の方の明快なる一つ御説明を承りたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木重男君) 鬼丸委員から總理大臣に對しての御答辭を御要求になつておるのであります。總理大臣は只今止むを得ない公務のため出席できませんので、豫め打合せしたところによりまして、私からお答えをいたしうらふに御了承願ひたいと思ひます。

裁判官の報酬について將來貨幣價值の變動等に件つて減額をするような場合については、憲法違反の問題を生じはしないかというお尋ねのうちに承つたのであります。政府といたしましては、只今の物價を只今以上に上げないことを極力努力いたすつもりであります。急激に下るといふことにつきましても、近い將來において考へられないのであります。又御質問のごとき問題が、全體としての近い將來に起るといふことは、ちよつと考へられないのであります。かなり遠い先の問題としてこれは取扱うべき問題である、こういうふうにお考へておるといふことをお断り申して置きます。

憲法に言うところの「相當額の報酬」といふことは、立法當時における物價その他の比率において考へられるところの相當額といふことであつて、これは實質的に解すべきものである。物價指數その他を脱み合つて受けることゝの……無論裁判官としての品位保持のための給與といふものも入つておられますが、そういうものすべてを含めて實質的に解すべきものである、こういうふうにお考へておられます。従つて憲法違反の問題を生じないと、政府といたしましては考へておるわけであまり

す。

尙お尋ねの中にそういう心配があるから、本俸を上げないことにして、職務手當、調査費その他の名義で報酬を出すことにしてはどうかというふうな趣旨のお尋ねでありましたが、この點につきましても、政府としては十分考へていたしまして研究をいたしました結果、この方法をとることができないといふことから、止むを得ず本俸を増額することにお願いをいたしたいということに相成つたわけでありまして、その點も御了承願ひたいのであります。そこで、そこまでにして、ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(伊藤修君) 速記中止。

(速記中止)

○委員長(伊藤修君) 速記を始め

○鬼丸委員 憲法の七十九條並びに八十條に規定してあります「相當額の報酬」といふのは、實質的の報酬であり形の報酬にあらず、故に平價切下げとかそういうふうな特殊な貨幣の名目において制度的に改正されるような場合におきましては、これは殆んど先程申しましたように疑問は起らんとしますが、その他の場合を考へまして見れば、相當の報酬といふことが相當に不相當がどうかを、その時代々々の物價の高低に従つて判断するよりなまでも、私は含まれる憲法の規定とは解し難いと思ひます。只今の總裁の御答辭の趣旨では、私は憲法の規定に背いて、一旦定められたる報酬をその後動かすといふことは、かなりこれは無理があるのでないか。況んや憲法の最終解釋は最高裁判所にある場合において、問題は裁判

官に屬することでありまするから、或る意味においてはその點は利害が相一致する立場にある。敢て最高裁判所が特に裁判所のために有利なる憲法の解釋をするなどといふことの、汚い私見見方をするのでありませんが、只今の政府の説明の趣旨によつて私は、憲法の規定が實質上の報酬を意味するのであるから、物價の著しく低落した場合には、むしろその額に相應するふうには減額しても、憲法には抵触せんであらうといふことは、私は非常に無理な解釋のうらに聞えます。この點はこれ以上お伺ひしても同じ御答辭だと思ひます。

もう一つは此の際の法案についての心配をいたしますることとして、裁判所並びに檢察廳の判檢察諸君が、逐次退職されるといふような非常に憂うべき現狀にありまします。ところが折からこの法案が議會に出て今後は判事並びに檢察の俸給は著しく増額されるであらう、こういうふうなことが一般に傳つておりました、私はもとより全部とは申しませんが、二の人の漏らされておられます事情を聞いて見ますと、罷めたいのであるから一日も早く罷めたいのであるけれども、今議會において裁判官並びに檢察官の俸給の規定が増額されるといふことになつておるのである、若しこの俸給が増額されたならば恩給とか、或いは一時賜金において著しい變化を生ずるから、先ずそれを獲得してから後に罷めようといふやうなことを考へられておられる人があると聞いておられます。これは勿論政府におかれましてもさうなことはな

○中村正雄君 只今鬼丸委員から質問

考えるのであります。

を承りたいと思ひます。

たしましては考へておるわけであり

府におかれましてはさうなことはな

いと、恐らく言明されるでありまし  
りけれども、裁判官、檢察官と雖も人  
間であります。やはりこれ亦私共の  
心配はその點にも實はあるのでありま  
す。大きくあるのであります。この點  
について政府の方はどういふふうにお  
考へを持つておるのであるか、裁判  
官、檢察官は他の官吏に比しまして、  
その點は私共さういふふうな汚ない考  
えは持つておらないであらうと思ひま  
す。併し必ずしもさう一律  
に行がないと思ふ。この點は政府の方  
はどうかいふふうと思つておりますか、  
何つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男君) お尋ねのよ  
うなことがないとは保證できません  
が、先ずさういふ考へを持つておる方  
は少いと思ひます。むしろ異動上か  
らすでに相當停年に近くなり、或いは  
病弱でありますために罷めて頂かな  
ければならぬ人につきまして、  
もつと早く罷めて頂かなければならぬ  
のであります。政府は親心を持ち  
まして、この法律案が通過した後に罷  
めて頂くように配慮いたしておるよう  
な事實は實はあります。鬼丸  
議員が心配せられますような現狀は、  
この問題から起つて来るとは思はれな  
いのであります。むしろ辯護士法  
が、退職後二年間はその地において、  
辯護士の登録を受けることが困難にな  
るといふような規定を含んでおるとい  
うことに基きまして、早く罷めて辯護  
士になりたいた、さういふことで近い將  
來にさういふ退職希望者が起ることを  
恐れておるのであります。その點に  
つきましては適當な考慮を拂つて頂き  
たいと思つておる次第であります。

の俸給問題だけ上つたら罷めるとい  
ふようなことは萬なからうと思つる次  
第であります。

○鬼丸義壽君 先程法務廳の總裁の御  
答辭もありましたが、裁判官、檢察官  
だけのことでありますまいが、大體  
勤務手當とかいふものを支給するとか  
いふことは、その筋が必ずしも喜ば  
ないという御意見でありましたが、今  
判事、檢察の時間外の勤務といふもの  
は、全くこれは想像以上にやつており  
ます。そこでこの時間外の勤務に對し  
ます點について、この勤務手當を殊更  
避けなければならぬという理由があ  
るでありますか。殆んど何事夜徹  
宵して事件の取調を繼續いたしてお  
りますことが毎日のごとくあるので  
あります。これらに對しまするに相當  
額の報酬を以て臨みますることは、國  
民誰か私に異存はないだらうと思ひま  
す。私の先程申し上げましたのはインフ  
レのために時代に應ずべく、やはり職  
務手當によつてといふふうに申上げま  
したけれども、この問題は先程の御答  
辭で一應この程度で以て認承するとい  
たしまして、少くとも殊更に判檢察  
に限つて勤務手當を何故除かなければ  
ならないか、その理由が、私共理解で  
きません。働いたことに對しまする報  
いは當然なことでもあります。又何とい  
たしまして、現在の判檢察の待遇か  
らいたしましては、到底人材を得るこ  
とはでき得ない。そこで俸給その他の  
手當を増して受入態勢を十分に整え  
て、先般委員會においても總裁の御  
答辭がありましたごとく、何とかして  
この山積する事件に對して、是非、こ  
の從來一般の好信用を得ておりますそ  
の信用を彌が上にも高めるべく、努力

しなければならぬのでありまし  
が、今の實情では甚だその點に對しま  
して憂うべきものがありますから、今  
後俸給なり手當なり福利施設によりま  
して裁判官の待遇を大いに改善いたし  
まして、受入態勢を整えると同時に、  
大動員をしてこの山積せる事件の解決  
をし、一般國民の好信用を失わな  
い範囲においてこれを守つて行かなければ  
ならぬ、かように考へます。その點  
政府の御所見はどうでありますか、重  
ねてお答えを願ひます。

○國務大臣(鈴木義男君) その點は鬼  
丸議員の御質問の通りであります。非  
常に勤務に携わつておりますし、  
いづれも皆夜を徹して取調に従事し、  
或いは調査を繼續しておるといふよう  
なわけでありまして、又待遇も一般官  
吏に比し名目上は少し上げて頂いたの  
であります。この程度で決して足  
るものでないものであります。もつと  
もつと多からんことを希望しておるの  
であります。その點は鬼丸議員と憂を  
等しくするのであります。政府といた  
しましては齊しく國家の公務に従事し  
ております裁判官、檢察官は特に高い  
地位を保障しておることは勿論であり  
ますが、齊しく公務に參與せられる  
人は裁判官、檢察官だけではないのであり  
まして、一般の官公職員は皆然りであ  
りまして、餘りにこの開きを付ける  
といふことは誠に苦痛をいたすところ  
であります。例へば學校の先生の場  
合は勤務超過手當といふものを給しな  
いのであります。先生の仕事の性質は  
殆んど裁判官と同じことをやつてお  
る。自宅で探點したり、いろ／＼仕事  
をするのも同じであります。それで  
は學校の先生にも出したらと仰せられ

ますと、國家財政から言つて非常な負  
擔になる。又超過勤務といふものは  
もかくも官廳に出て来て机に向つて執  
務する時間を標準にして申すのであり  
ますから、自宅で調べたり、或いは  
ふだん頭を使つて仕事をしておりま  
すことについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ることについては、全時間が勤務であ  
ことについては、全時間が勤務であ

○委員(伊藤修君) 速記を始めて。  
(速記中止)

○中村正雄君 只今鬼丸議員から質問  
された點につきまして、總裁の御答辭  
があつたわけでありまして、一應明ら  
かにする意味で二點だけお尋ねいたし  
ます。裁判官、檢察官に對しまして超  
過勤務手當を出さない、裁判官、檢察  
官に對しましての生活の保證といふも  
のは、これは本俸でやるべきで、職務  
の性質上、超過勤務手當を出さない  
という政府の案には、私は賛成するの  
であります。ただ一般行政官との振合  
上、今度の公務員の給與法によりまし  
ても、一般の公務員も相當給與が増額  
になりましたが、その増額された給與に  
基きまして、超過勤務手當を出すこと  
になる關係上、お尋ねしたい點は、一  
般の行政官が受けることとの超過勤務  
手當、これがどの程度に豫算面或いは  
今後の實際面であつておるか。若しも  
裁判官、檢察官と一般行政官と、給  
與において相當の差を設けておしまし  
ても、實際上手取りは、行政官は超  
過勤務手當という名目で相當な額を取  
るとするならば、裁判官との差が相當  
少くなる。さういふことが懸念されま  
すので、一般行政官に對する超過勤務  
手當の額、及び豫算の見通しにつきま  
して御説明願ひたい。

○國務大臣(鈴木義男君) その數字的  
なものになりますと、實は大藏省給與  
局の方でないとお答えしにくいのであ  
ります。大體において一般官更  
と、裁判官、檢察官との間において  
は、超過勤務手當を多く取る官更もあ  
り、少く取る官更もあり得るから、  
どの官更と比較するといふことを決め  
ない、ちよつと申上げにくいのであ  
ります。極く大體把なことを申しまし  
て、二、三割乃至三、四割の開きがで

き上るであろう、こう考えておられます。

○中村正雄君 もう一點伺いたい。點は、この前の委員会のときに午後總裁がおられなかつたので、お尋ねしました。答辯は今度總裁が見えてくるというお話でありましたが、今鬼丸議員からもちよつと質問がございまして、簡単に答えていただいた點であります。實は裁判官と檢察官との給與の差、俸給の差というのは、任用資格が同一である現在においては附けがたいという、この前の御答辯であつたわけですが、そういう觀點から行きますと、裁判官なり檢察官の職務にある人が、法務廳勤務になつた場合は、やはり一般行政官としての給與を受ける。従いまして相當に給與の面においては減額され得る。この救済をどういふふうにやられるかという點につきましてお尋ねしたわけですが、只今鬼丸議員からお尋ねしましたところ、ちよつと御答辯があつたわけですが、具體的にどういふふうにお考えになつておられるかという點をはつきりお聞きしたいと思つておられます。

○國務大臣(鈴木義男君) その點はかなり困難な問題でありまして、法務廳裁としては非常な心を配は痛めております。一般行政官と法務廳の官吏とが異なるという議論もちよつといたしかねる。そこであればやはり一般の行政官と同じ俸給を受けるのが當然であります。その點については法務廳の官吏だけが、特別の給與を與えられるというふうなことを申し上げかねるのがあります。只今考えておられますのは、できるだけ低い給與であります。判事、檢察、そして新進氣統なる方

方には、法務廳に來て働いて頂くというふうなことも考えておられますし、更に判事の方は別でありまして、判事はどうしても行政官にはなれないのでありますから、檢察たる身分を持つておる人に對しては、特別の考慮を拂つて、檢察であると共に兼ねて法務廳の仕事をしておるといふようなことも考えらるるのではないかと、そういう制度についても考えて見るべきではないかというふうなことも考慮いたしておられます。具體的にどういふふうにするかということも申し上げるような段階にはないのであります。

○前之園重一郎君 極く簡単に二、三點お尋ね申し上げたいと思つておられます。第一は先程鬼丸議員から御質問がありました。恩給の關係であります。これは檢察官、裁判官、その他の一般官吏の恩給にも相當關係するわけでありまして、現在の恩給法というものを近く御改正になるようなことがあるのであるかどうか。若し現在の恩給法がそのまま改正されないといふことになりますと、新俸給令による恩給額といふものが非常に高くなる。多い者は一年十數萬圓の恩給を受けるということになるのではないかと考へるわけでありまして、國家の財政の面から言つても非常に大きな問題であると思つておられます。そういうふうな點、特に最近行政機構改革等がありますと、これは檢察官、裁判官のみではありませぬが、一般の官吏では相當に退官する者も出てくるだらう、そういうことも、そういう人々に對する恩給がこの新俸給令で支拂われるということになりますと、非常に大きな額になると思つておられます。そういうふうな國家の財政に對する見透しは、どうであるかという點についてお尋ねしたのであります。

更にもう一つは、從來恩給を受けておられますが、この恩給というものは御承知のように誠に今日の金から考へますと、むしろ零細に過ぎるといふ感じがするのであります。一般に恩給増額の運動も起つておるような現状であります。現在の恩給法がそのまま變更されんといふことになりますと、既得權者と、將來恩給を受ける者との恩給額というものが、非常に大きな開きが出てくるわけでありまして、これについても御意見を伺いたい。もう一つは、局長さんに御答辯を願つたのでありますが、今日幸ひ總裁のおいでになつておられますから、總裁の御意見を承つて置きたいと思つておられます。私共これは非常に要望しておつたのであります。裁判官、檢察官の俸給並びに報酬が上るといふことは、實に我々喜びに堪えない次第であります。それと同時に殆んどこの裁判官、檢察官と不可分の仕事をしておる司法事務官、或いは書記といふものに對しても、何らか特別な考慮を拂うべきものではないかといふことを強く考へるわけでありまして、同じ所仕事をしておる、同じように生活の苦しみをしておる同士が、一方は裁判官なるが故に、檢察官なるが故に非常に優遇されておる。一方普通の官吏並で安給料で、一方普通の官吏並で安給料で、一般の官吏と違つて不眠不休で仕事をしなければならぬといふ現状を眺めますと、何とかして司法事務官並びに書記に對しても、適當なる方法を考へてやるべきではないかと思つておられます。そういうふうなことを考へるわけでありまして、その點について御意見を伺いたいと思つておられます。それからもう一つは、これは私共の兩法案の審議をいたします参考に供したいと思つておられますが、この法案は最初閣議で決定されたものが、その後總裁の御發言によつて變更になつたと私共漏れ承つておるわけでありませぬ。それ故に世間では相當ないろ／＼なデマ等も流布せられておるような状況であります。お差支がなければ、前に閣議で決定された報酬並びに俸給の額と、この提案されたものとの差がどういふふうになつたのかといふことを一つ承りたい。又何が故に一旦閣議で決まりましたものが、そういうふうに変更にならなければならぬかといふことも承りたいと思つておられます。

○國務大臣(鈴木義男君) お尋ねの第一、恩給法の改正の問題につきましては、政府としてまだ決めておりませんし、又私も主管大臣でないために、責任あるお答えはいたしかねるのであります。近き將來において變更するといふ考へはないのであります。恩給法のことば、實は始終問題になつておるのであります。どうも國家財政の現状では恩給だけ食べて行かれるといふふうな状態にいたすためには、非常に増額をしなければならぬ。それだけで破産してしまふといふことに相成るのであります。敗戦後の日本は遺憾ながら本當に考慮して何もできない人を除きまして、働いて食べて行つて頂く、恩給といふものはほんの一部を補うに過ぎないといふことで、我慢を願う外はないといふような實情にあるといふことを御了承願ひたいのであります。裁判官、檢察官だけの

俸給が上つて恩給が多くなるだらうことは否定いたしません。實は判事千二百人、檢察八百五十人、定員も満ちておらないのが現状であります。上つたといつても、一ヶ月、檢察だけについて申しますと百三十四萬圓、今度の法案が通過いたしますれば、支出が増えるといふだけの増え方でありませぬ。これが全通とか國庫が上つたといふとは違ふのであります。殆んど國家財政には極く僅かの影響しかないといふのが實際の實情でありまして、まあ判檢察だけがそういう特別の給上における、それでも恩給だけで食べて行かれると思へない恩給に浴するといふえとがありまして大目に見て頂けるのではないかと考へるのであります。國家財政の許しませぬと考へますれば、固よりこの一般行政官吏の恩給につきましても、増額をすることは考慮いたしておる次第であります。

又行政整理が行われますと、多數の恩給受給者ができるといふことも豫想せられますが、政府はこの行政整理を實行いたしますにつきましても、何よりも恩給では食べて行かれないといふことを前提としていたしまして、配置轉換、その他によつて先ず失業救済、失業ならしめるということを中心として考へておられますために、行政整理が手間取つておる次第であります。全くこれをただ街頭に投げ出すといふような氣持は持つておらないのであります。そういう意味におきまして一つ御了解を願ひたいと思つておられます。それから司法事務官、檢察事務官等も同じような仕事をやつておるのであります。裁判官、檢察官が待遇を改善されましますならば、同じように改善

を繰り返しますと、閣議はこのことか形で差をつけなければならぬ。

る、そういうけちなことを言はずに、裁判所長官と檢察廳檢察長との間に

を繰り返しますと、閣議はこのことか形で差をつけなければならぬ。

る、そういうけちなことを言はずに、裁判所長官と檢察廳檢察長との間に

を繰り返しますと、閣議はこのことか形で差をつけなければならぬ。

る、そういうけちなことを言はずに、裁判所長官と檢察廳檢察長との間に

りますると、非常に大きな額になると

なる方法を考へてやるべきではないか

いのであります。裁判官、検事だけの

善されまするならば、同じように改善

せらるべきであるという事は全く御尤もでありまして、私共としてはそれを希望したものであります。ただ何と申しましても、一般行政官吏と異なるという事を申すことは非常におむずかしいのであります。その點については待遇については同じ基準に従う外はない。ただ外の官吏よりも厚生施設、その他の待遇が悪いという事は否定できませんので、そういう點につきまして十分努力いたしました。實質上の待遇をよりよくするように努力するということを心掛けておる次第であります。尚これらの人々が不平不満を持たないようには、これは私だけの私案でありまして、行く行くは司法事務官も檢察事務官も勉強さすれば、判事検事にもなれるという途を開いてやろう、それによつて一般高い待遇を受けておる判事検事に憧れる、そうしてその地位の向上を求めるといふような途を開くように、又單に判事だけでなくて、その外の官吏の、例えば警察官なども將來大學を出た人を採用するような方針であります。高い檢察官の方にも轉出して行くことができるような途を開く、いろ／＼そういうことによつてこれらの人々を奨励したい、こう考へておる次第であります。

それから最後の御質問は、閣議で議が變更されたのではないかという御質問であります。このことは衆議院司法委員会におきましても大變御疑問を持たれまして、前後三日間に互つて總理大臣、官房長官、私及び他の大臣もお呼びになりまして御質問が續いたのであります。従つて詳細なことは一つその速記録等を御参照願いたいと存するものであります。ここで簡単に、要點

を繰り返しますると、閣議はこのことに関して三回あつたのであります。四月二十六日の閣議、それから二十七日の閣議と、三十日の閣議であります。二十六日の閣議は私が出席して、原案はもつと別なものであります。原案はもと別なものであります。たしておりますような案に落着いたわけでありまして、その経過、議論の内容は秘密に属するからお許しを願ひたいのであります。二時間以上も熱論を交換した結果、そこに落着いたのであります。それで各關係も署名をいたしまして閣議は成立して、私はその晩直ちに神戸に發つて行つたのであります。私は、完全閣議で決定して、明日は國會に提案されるものと信じておつたのであります。然るに翌日、前の晩にいろ／＼數字に手を入れて汚なくなつたのであります。誤解がないために更に大蔵省給與局長の手で消書して、ガリ版にして閣議の再覽に供するといふことになつて別れたのであります。副檢察の給與については少し細かい點で數字が決定しておらなかつたので、給與局長の手で決定をして、そしてこれも印刷を追加して出すといふことにはなつておつたのであります。そういう印刷ができて翌日の閣議に、私居らなかつたのであります。そこに出されたところかこれは夕べの話と違つたといふことを言ひ出した關係が、あります。どう違ふかと言ふと、みんな檢察は判事より千圓ずつ下なのだというように了解した、そうじゃない、その二十六日の閣議では非常に議論をいたしました結果、判事と検事との間に何ら

かの形で差をつけなければならぬ。と言つて今までは同じにしてしまつたものを、そう急激に差をつけるということには、感情上から見てもその他の點から見ても面白くない。故にこれは同じ年度に卒業し、同じ年度に就職した判事と検事とは同額の待遇を受けるが、併し判事は一段上であるといふことは、一番高いところに行くといふ以上のもには検事はなれない。そういう段階があるので、判事が高くなつたといふことが言えるであらう、將來任用制度等を改正し、試験制度を改正して、判事と検事は初めから採り方を異にし、これも私だけの私案でありまして、將來できまするならば、國家試験といふもので辯護士となり検事となる人を採用する。そうして五年とか十年とか辯護士なり検事をやつた後でなければ、判事にはなれないといふような制度を作つて見たいと考へておるのであります。そうなつたときならば判事は必ず高い俸給を貰ひました。問題は、アメリカの制度等は時々、そういうふうになつておるのであります。そういうときが来たならば別であるが、今直ぐ差別をつける、昨日まで同じ俸給を貰つておつたのに、今日から千圓ずつ違ふ、そういうことはあるまじきことであります。私の提案によりまして、二十六日の閣議において判事の二級俸一萬四千圓といふ一つの、檢事には一級俸をやらう、但しそれから上の方は、最高裁判所の長官は總理大臣と同じ、判事は國務大臣と對等するといふことで、檢事は一番上の方に行つても檢事總長、これが國務大臣よりも下に居るのであります。ただ俸給だけは十圓安くする、百圓安くす

る、そういうけちなことを言はずに、國務大臣と同じにしてもよからうといふことに落着いたのであります。それを幾らか少くしなければ、法務總裁の指揮監督の下に居る檢事總長であります。關係が餘り論理的にばかりやるといふこともどうかといふことからさういふことでもありません。今檢事長と東京高等裁判所長官との間に開きがある。これは關係方面の意向でありまして、最初から開きをつけておつたのではないのであります。關係方面ではアメリカの制度を頭に置いてのことでありまして、判事と検事は違ふ、檢事は一段と低かるべきものという御主張がありまして、まあ止むを得ず一昨年か吉田内閣の下に、差をつけたのであります。今度GHQの方面におきまして、日本の實狀を了解されました。對等であるといふことになりました。對等であるから、この際僅か二十圓の違ひですか、五十圓の違ひですか、をなくして同じにしておこらう、こういうことになつたわけでありまして、そういうことで、決つたのであります。安心して、それでも恐らく私の方から言へば、部内では不満が、昨日まで、檢事はいくらか出世しても一萬四千圓といふ俸給は貰えない、判事だけが貰える、それからその上の高い所へは、絶対にいけないといふことになつておるのであります。それから、それは仰る、こういう決意を持ちまして、神戸に立つて行つたのであります。然るに神戸で調査に従事して、と、長距離電話が掛つて参りまして、閣議で非常な別な話が出て来た、それは一齊に千圓ずつ違ふのだ、東京高等

裁判所長官と檢察廳檢事長との間に、それから、一號、二號、三號、四號、五號、皆千圓ずつ低い、これは私にとつても晴天の霹靂であり、誰もが意外に思つたところなのであります。そういうふうな閣議では了解したといふので、それは飛んでもない話だといふことから、私は總理大臣に當てまして、電話で、同時に傳言をも頼み、又直接電報を打つたのであります。二十七日の閣議において了解せられたところは、二十六日の閣議決定を根本的に誤解しておるものである故に、自分が歸つて誤解を解くから、歸るまでは國會に提案することを、差し控えてもらいたいといふことを申ししたのであります。もとより總理におきましても、國會に私が歸る前に提案するといふことは考へておらなかつたのであります。それは先づよろしい、こういう御返事がありました。安心してしたのであります。

それで歸つて来て三十日に閣議が開かれましたから臨んで、それは誤解であることを説明して、成る程さうであつたといふことを御了解下さつたのであります。それだから閣議といふものが何も變更したことがないのではありません。あつたかに傳えられて、そうしてそれが又傳えられたために、檢事諸君の陣営においても動搖を起しまして、千圓ずつ皆低くなつたといふことでは容易ならぬことであるといふことから、飛んでもない話であるといふことで、私共に陳情されたこともありません。私共は陳情されたことには決してないものであります。そのために動くといふような不見識なことには、閣議として断じていたさないのであります。どうかさういふことは誤解

のないようにお願いいたします。

○前之團長(伊藤修君) よく分りました。が、恩給の關係についても一つ尋ねて要點を承りたいと思つておりますが、先程申しました現に恩給を受けておられます者、將來受けます者の間には非常に開きができるわけでありまして、これは時勢上止むを得ないというふうにお考えになるのであるがどうか。更に仰せのよりに、私共も敗戦國の今日でありますから成るべく恩給に頼らないで働ける者は働く、本當に働くことのできない、生活のできない者が恩給を受けるというところが正しいと思つておられます。それだけに又そういうような生活のできない者、働きのできない者に對しては、やはり恩給の面において相當に生活ができるように考へてよろしいのではないかと。まして將來の恩給を受ける者と、從來の恩給を受ける者と、等しく國家のために貢献して、殆んど一生を國家のために捧げたという人達が受ける恩給が、そういうふうに関があらうというには、相當に私は從來恩給を受けている者に不満もあると同時に、國民の間にも私は納得のできないものがあるだろうと考へるわけでありまして、そのままにやはりおかれる積りであるか。これはむしろ總裁の主管ではありませんが、この點をどうしてももう少しはつきりとする必要があるのではないかと、ある時期には恩給の改正をやるとか何とかいうことがなければ、相當に私は物議をかますのではないかと考へるわけでありまして、その點について重ねて御意見を承りたいのであります。

次に司法事務室並びに書記の問題であります。これは仰せのよりに、そ

の他の官吏と區別を附ける理由はないかも知れません。併し實際仕事の面を私共考へまするときは、司法事務官、特に公判書記のごときは、裁判所記録の清書をするというふうな暇は殆んどないのであります。自分の家に持つて歸つて夜も日曜も殆んど休まずに清書をする。それでも尚追つて来ないで仕事に追われ勝ちである。これは私に申上げるまでもない、總裁も十分に御承知であると思つておられますが、現在家で仕事をしておるとか、或いは家で夜仕事をしておるとか、或いは時間外の手當などは無論貰つていないだろうと考へるのであります。俸給としてここに他の官吏と區別をつけることは困難でありまして、或いは研究費であるとか、或いは何らかの項目を設けて、そうしてこれを擁護するといふことは合法的にできるのじやないかと考へるわけでありまして、この點についても一度御意見を承つておきたいと思つておられます。

○國務大臣(鈴木義男君) 第一の恩給の問題は仰せの通りであります。できるだけ不公平のないように、それだからといって、裁判官は検事の方を下げるという御趣旨ではなからうかと思つておられます。一般の方面を上げる方向に向つて努力したい、こういう考へを持つておられるということをお答え申し上げます。

それから司法事務官、書記等の待遇につきましても仰せの通りであります。同じ行政官吏の中でも、特に優遇せらるべき官吏に属するといふことは認められますから、許される限りの優遇をするつもりでありますし、同時に仰せのごとき點につきましても、實

はいろいろ考へておるのであります。だから只今ここでどういふ案ができたといふことを申上げかねますが、十分に考慮を拂つておるといふことだけは申上げてお答えいたします。

○委員長(伊藤修君) 兩案に對する質疑はこの程度にいたしました。午後には譲りたいと思つておられますが、當委員會に付託されておられるの、民事訴訟法の一部を改正する法律案につきましては、これを小委員會を設けて、小委員會において詳細な審議を圖りたいと思つておられますが、如何でありませうか。

〔贊成と呼ぶ者あり〕  
○委員長(伊藤修君) それでは小委員會を設けることにいたします。小委員會の數及びその任命につきましては、委員長に御一任願つてよろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(伊藤修君) では委員長において指名いたします。鈴木安孝君、齋武雄君、岡部常君、松井道夫君、前之團長(伊藤修君)、以上五名の方に本案に對する小委員會を構成して頂くことにいたします。尚以上申上げました五名の方から適當な方を小委員長に御選任願ひまして、それを本委員會に御報告願ひたいと思つておられます。

午後二時四分開會

○委員長(伊藤修君) これより司法委員會を開會いたします。先ず人身保護法案を議題に供します。前日に引續いて質疑を繼續いたします。只今お手許に配付しております印刷物について御覽下さい。過日お手許へ配付いたしました人身保護法案修訂説明書と題するプリント中、その二十頁の七行目についてお手許に配付したよりに訂正いたしました。これは説明の誤記でありますから、さう御承知願ひたいと思つておられます。尚お手許に只今配付いたしました人身保護法案修正案というのを差上げます。これは原案の方針では第二十条條でありましたが、大體ここに記載してない事項で、必要な事項は、最高裁判所のルールに譲るといふ方針の下に起草されております。それが、これはルールにおいてその制定権があるかどうかという點について、疑義がありますので、むしろ本法案においてその點を明かにして、少くとも法律事項に類するよきな事項は、すべて本法案中にこれを掲げることが適當ではないかと存じまして、只今お手許に差上げましたよきな大體の修正案を差上げて置きました。これを併せて一括して一つ御質疑を願ひたいと思つておられます。

○委員長(伊藤修君) この人身保護法案の方の質疑は簡切つたです。

○委員長(伊藤修君) これから質疑を開始いたします。

○委員長(伊藤修君) それでは本案に明らかにした方がいいと思つて、これを併せて御審議の對象にして頂くというわけでありませうか。

○委員長(伊藤修君) それでは本案を御審議願ひ上において多少疑義がありますから、むしろ進んでその疑義の

點を本案に明らかにした方がいいと思つて、これを併せて御審議の對象にして頂くというわけでありませうか。

午後九時九分休憩

それから第十四條の次に、つまり十

ありませうが、これは仰せのように、そ  
に仰せのごとき點につきまして、實

午後二時四分開會

りますから、むしろ進んでその疑義の  
ることが出来る。」ということが書い

であるのでありますが、裁判所法以前には、合議裁判所の部長とか部員とかいう言葉が使われたのでありますが、地方裁判所では今度單獨制と合議制とありまして、必ずしも部員というものがいつでも存在するというわけではありませぬので、「合議制の構成員」というふうな言葉使いに改めたのであります。

それから第八條は、いわゆる一時釋放する場合の方式、手續を書いてあります。「假りに、被拘束者を拘束から免れしめるために、何時でも呼出しに應じて出頭することを條件として、辯護士の保證の下に、又は保證金を立てさせ若しくは立てさせないで、一時釋放その他適當な處分をすることが出来る。」というふうに書いてありますの

を、「何時でも呼出しに應じて出頭することを條件として」というのを取止めまして、「何時でも呼出しに應じて出頭することを誓約させ、その他適當な處分を附して被拘束者を釋放し、その他適當な處分をすることが出来る。」というふうに改めました。

つまりその釋放のときの條件を、辯護士の保證とか、或いは保證金を立てさせるとか、立てさせないとかいうふうに限らないで、これを廣く、裁判所が適當と認める方法によつてやることにしようというふうに改めたわけでありませぬ。

それからその第八條の第二項として、假りに裁判所が釋放した場合、裁判所がその被拘束者を呼出して、その呼出しに應じなかつた場合には、裁判所が被拘束者を勾引することができるとありませぬが、この規定が

あるのでありますが、この規定が

んと、先程も委員長が申しました通り、人權に非常に影響のある強権力を行使する事柄でありますので、最高裁判所の規則を以てしては、果してよくこれを決めることができるかどうかという點について、相當な疑念も考えられますので、むしろ本法でこれを規定した方がよからうという趣旨のようであります。第二項として、「前項の被拘束者が、呼出しに應じて出頭しないときは、勾引することが出来る。」ということをはつきり表わしたわけでありませぬ。

従つて第九條の第二項中にもこの請求が、理由がないということ、決定を以てこれを棄却する場合に、裁判所が被拘束者を拘束者に引渡す處分をするのであります。その際にもやはり被拘束者を一應裁判所に引渡せしめ、これを拘束者に引渡すのであります。任意に出でなければよしいのであります。呼出しに應じて出でない場合には、この八條の二項によつて勾引して、それからこれを拘束者に引渡すという手續になりますので、九條の二項中に、「前條の處分をしたときは、裁判所は前項の場合に、被拘束者を引渡せしめて拘束者に引渡す。」というところのこの「前條」というところに、「前條第一項」というのを入れ、新しく第二項を附加したことを區別したわけでありませぬ。

次に第十條の第一項中、「前條の場合を除く外」というこの「前條」とあります。この「第五條又は前條第一項」というふうな改めたのであります。これは御案内のように、第五條の場合には、直ちに決定を以て却下する

という場合が書いてあり、それから第

九條には準備調査の結果決定を以てこれを棄却するという場合が書いてありますので、これらの棄却しない場合には、このことになりませぬ、前條、つまり第九條の、準備調査の結果棄却するといふ場合だけでは少し言葉が盡さないのじやないかということから、第五條の疏明を欠いておられるという

決定で却下するという場合も、第十條の除外例の場合として掲げる必要があるといふことから、「第五條又は前條第一項」と改訂したわけでありませぬ。

それから第十條の第四項であります。被拘束者を連れて出頭せよ又は答辯書を出せといふ、その命令書の送達と審問期日との間には、三日の期間を置かなければならぬという規定があります。一體その審問期日を、いつまでに開かなければならぬかという旨の規定がありませんので、この點は専ら裁判所に期待いたしました。事柄の性質上、できるだけ迅速にやるようにという裁判所の内部的な命令で賄えるように考へておつたのであります。これ

もだん／＼審理の經過に鑑みまして、本法の中へ、義務的に短期間にやらなければならぬといふことを表わす方がいいのではないかと、見地から審問期日は、第一條の請求のあつた日から一週間以内これを開かなければならぬ。という制限を設けて、迅速に審理されることを期したのであります。ただ命令書の送達と審問期日の間に置く三日の期間、それから又審理を開かなければならぬとする一週間の期間も、特殊な事情、例えば非常に遠隔の地から出頭せねばならぬというよ

うな場合などにおきまして、事實上これでは短か過ぎるというふうなことを、或いは又逆のものも早くやれるというふうな事情の場合なども考えられますので、その末項に、この期間の短縮又は伸張の出来るという規定が設けられておるのであります。この末項の規定を、今申しました両方の期間について、それ／＼短縮又は伸張することが出来るようにする必要があるといふので、一但し、特別の事情があるときは、これを」とあります。この「期間」は各々これを短縮又は伸張することが出来る。」というふうに書き改めたわけでありませぬ。

次に第十一條の第二項、これは審問期日に、この事件に係るある「裁判所の代表者」及び検事に出席の機会を與えるという意味で、豫めこれを通告するといふことになつておるのであります。この「裁判所の代表者」という言葉が、今までに餘り用例のない言葉で、熟しない嫌いがありますから、これを「裁判所の裁判官」というふうに改めたわけでありませぬ。

次に第十二條は、辯護人のないときは、裁判所が辯護士の中からこれを選任せなければならぬといふことになつておるのであります。さうにして裁判所が選任した辯護人に對しては、旅費、日當、宿泊料、報酬などを支給することが適當であり、又實際に行われるのであります。これも法文の中に現わした方がよからうといふ趣旨から、十二條の第三項といたしまして、「前項の辯護人は、旅費、日當、宿泊料及び報酬を請求することが出来る。」といふことを書き加えたわけでありませぬ。

それから第十四條の次に、つまり十四條と十五條の間に一條挿入することにいたしました。それは「第五條、第九條第一項及び前條の裁判において、拘束者又は請求者に對して、手續に要した費用の全部又は一部を負擔させることが出来る。」という費用負擔の規定であります。これもやはり法文に規定した方がよからうといふので、丁度場所を十四條の次に第十五條以下は一條ずつ繰下げるといふことになしたわけでありませぬ。

それから二十條の「最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手續について、必要な規則を定めることが出来る。」この最高裁判所の規則制定權の規定を、又本法でここに特に規定したわけでありませぬが、先般来い／＼審議いたしております。その他の「手續」といふことが書いてあります。ために、單に裁判上の手續だけについて、最高裁判所は規則を定めることが出来る、というふうに解釋せられる慮れがある。ところが、たゞ御説明申上げておきます通り、本法は人身保護法の極めて重要な根幹となる部分の規定いたしましたので、いろいろ手續その他瑣末な問題については、相當程度この附屬の法令に委ねたものがあるのであります。それらの中で、表現として「手續」と書いたために、それに含まれない慮れがありはしないかといふことが、相當懸念されましたので、この機會に、最高裁判所の規則制定は、單に手續のみならず、請求、審問、裁判その他の事項にも及ぶのだといふことを明確にするために、この「手續」といふ文字を、事項と改め

たしなわけでありませぬ。

それから二十條の「最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手續について、必要な規則を定めることが出来る。」この最高裁判所の規則制定權の規定を、又本法でここに特に規定したわけでありませぬが、先般来い／＼審議いたしております。その他の「手續」といふことが書いてあります。ために、單に裁判上の手續だけについて、最高裁判所は規則を定めることが出来る、というふうに解釋せられる慮れがある。ところが、たゞ御説明申上げておきます通り、本法は人身保護法の極めて重要な根幹となる部分の規定いたしましたので、いろいろ手續その他瑣末な問題については、相當程度この附屬の法令に委ねたものがあるのであります。それらの中で、表現として「手續」と書いたために、それに含まれない慮れがありはしないかといふことが、相當懸念されましたので、この機會に、最高裁判所の規則制定は、單に手續のみならず、請求、審問、裁判その他の事項にも及ぶのだといふことを明確にするために、この「手續」といふ文字を、事項と改め

たしなわけでありませぬ。

それから二十條の「最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手續について、必要な規則を定めることが出来る。」この最高裁判所の規則制定權の規定を、又本法でここに特に規定したわけでありませぬが、先般来い／＼審議いたしております。その他の「手續」といふことが書いてあります。ために、單に裁判上の手續だけについて、最高裁判所は規則を定めることが出来る、というふうに解釋せられる慮れがある。ところが、たゞ御説明申上げておきます通り、本法は人身保護法の極めて重要な根幹となる部分の規定いたしましたので、いろいろ手續その他瑣末な問題については、相當程度この附屬の法令に委ねたものがあるのであります。それらの中で、表現として「手續」と書いたために、それに含まれない慮れがありはしないかといふことが、相當懸念されましたので、この機會に、最高裁判所の規則制定は、單に手續のみならず、請求、審問、裁判その他の事項にも及ぶのだといふことを明確にするために、この「手續」といふ文字を、事項と改め

たのであります。尙先程一條入れまし  
たので、これも一條ずつ條文の順序が  
繰下がることになりました。大體修正の  
理由は、以上の通りであります。

尙ちよつと附加えて申上げますが、  
この修正は、最高裁判所などからも本  
法についていろいろな意見が寄せられ  
まして、それらの意見を参考といたし  
まして、最高裁判所とも十分事務的に  
打合せまして、かような修正を見るこ  
とになつたのであります。御覽のよう  
に主なる事項としては、出頭しない被  
拘束者を勾引するといふ一項、それか  
ら審問期日は一週間以内に関かなけれ  
ばならんといふ點、それから裁判所が  
選んだ辯護人には旅費、日當、宿泊料  
等の請求權をはつきり認める、それか  
ら裁判の費用負擔の問題、この四點が  
目新らしく附加えられたわけでありま  
す。字句の修正としては、最後に申上  
げましたルール制定權に關する「手續」  
といふ文字を「事項」に改めたといふこ  
とは、相當重大な意味を持つておるの  
じやないかと思ひます。以上附加えて  
置きます。

○委員長(伊藤修君) 尙御研究願うこ  
とにいたしますか、何か御質疑があり  
ますか、どういたしますか。速記を止  
めて。

(速記中止)

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。  
では質疑は來週のお願ひするこ  
とにいたします。本日はこの程度で  
散會いたします。

午後二時三十六分散會  
出席者は左の通り。

- 委員長 伊藤 修君
- 理事 鈴木 安孝君

委員 阿部 常君

齋 武雄君  
中村 正雄君  
大野不秀次郎君  
奥 主一郎君  
鬼丸 義齋君  
前之園喜一郎君  
宇都宮 登君  
宮城タマヨ君  
星野 芳樹君  
小川 友三君  
西田 天香君

國務大臣 鈴木 義男君  
專門調査員 泉 芳政君

國務大臣 鈴木 義男君  
專門調査員 泉 芳政君